



会員サービス委員会規程

2020 年 9 月 29 日 第 3 回理事会承認

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）組織規程（0103）第 3 条に規定された会員サービス委員会（以下、「委員会」という）の組織・運営を定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議および連絡調整する。

- 1 会員サービスに関する事項
- 2 会員増強に関する事項
- 3 会員の入会、退会ならびに会員名簿の整理に関する事項
- 4 会員との情報交換、情報提供（ホームページ等）などへの対応に関する事項
- 5 その他会員に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 会員担当理事 2 名以上

(2) 企画、総務および財務担当理事のうちから各 1 名以上

(3) 事務局長

(4) 特別委員

(5) 委員長が必要と認めた会務に関する経験者若干名

2 委員会には、委員長 1 名、副委員長 1 名、幹事 1 名をおく。

3 特別委員は、副会長のほか、編集担当理事、部会等運営担当理事、各 1 名とする。

第 4 条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会の下に小委員会、WG、タスク等を置くことができる。

(任期)

第 5 条 第 3 条第 1 項の (1), (2), (4) のメンバーの任期は理事としての任期とする。(5) の委員の任期は 2 年（再任可）とする。

(委員長)

第 6 条 委員長は、会員担当理事のうちから会長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。

3 委員長は、議案に関し関係する理事と必要に応じ情報の共有を図る。

(副委員長)

第7条 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時、その職務を代行する。

(幹事)

第8条 幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

2 幹事は、委員長、副委員長を補佐して会務を整理する。

(委員)

第9条 第3条第1項の(5)の委員は、委員長が指名する。

2 委員は、会務进行处理する。

(委嘱)

第10条 理事以外の委員は、会長が委嘱する。

2 委員会に設置される幹事会、小委員会、WG およびタスクのメンバーは委員会で決定し、委員長が委嘱する。

(議事)

第11条 委員会の議事は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 緊急もしくは委員会が定足数に達せず不成立の場合は、別に定めるメール審議により議事することができる。

(委員以外の者の出席)

第12条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(議事録)

第13条 委員会の議事録は、幹事が作成し、議案ならびに議事経過の概要、決議の主文等を記載して、委員会の承認を経て保存しなければならない。

(理事会への報告)

第14条 委員会の議決事項は、委員長もしくは委員となっている理事が、理事会に報告するものとする。

(改定)

第15条 本規程の改定は、会員サービス委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 平成 26 年 5 月 28 日 第 7 回理事会制定，平成 26 年 6 月 20 日施行
- 2 改訂履歴
- ① 2020 年 8 月 26 日 第 1 回会員サービス委員会起案，2020 年 9 月 29 日 第 3 回理事会承認

附則

- 1 2020 年 8 月 26 日起案の規程は，理事会承認の日から施行する。